

◆大田区から転出される方へ◆

(介護保険 要介護・要支援認定について)

大田区で現在有効な「要介護・要支援認定」を受けていた場合、原則として転出先の市区町村でもその認定を引き継ぐことができます。

～事例別手続きの流れ～

転出先での住所	大田区での介護認定	大田区での介護認定申請状況	手続き番号
一般住宅	受けている	更新・区分変更申請していない	1
		更新申請中	1
		区分変更申請中	2
	受けていない	新規申請中	2
		申請していない	3
介護保険施設等 (住所地特例施設)	「住所地特例施設」に転出される場合、保険者は引き続き大田区です。 ※「住所地特例施設適用届」の提出をお願いします。(郵送手続き可) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は、記載住所変更が必要です。ので、 介護保険課給付係で手続きをしてください。(連絡先「裏面」参照)		

1 転出先住所で介護認定の継続手続きをしてください。

転出先住所に実際に住み始めた日（転入届出日と同じとは限りません）から「14日以内」に転出先市区町村の介護保険担当課でお手続きをしてください。今までの介護認定を引き継ぎます。
 なお、負担限度額認定を受けている方は、当月中に新住所地の介護保険担当課で手続きをして下さい。

※転出届確認後「介護保険受給資格証明書」をお送りするので、転出先市区町村での介護認定継続のお手続きの際に提出してください。(無くてもお手続きはできます。)

※転出先市区町村でのお手続きの際は、事前に転出先市区町村の介護保険担当課で必要書類等ご確認の上お手続きください。

※転出先住所に実際に住み始めた日から「14日」を過ぎてしまった場合は、転出先市区町村の介護保険担当課まで早めにお問合せください。

2 すみやかに大田区介護保険課認定担当までご連絡ください。(連絡先「裏面」参照)

負担限度額認定を受けている方は、当月中に新住所地の介護保険担当課で手続きをして下さい。

3 今までの認定結果(情報)がないため、転出先市区町村での引き継ぎ手続きはありません。

※転出先市区町村で介護保険サービスをご利用される場合は、転出先市区町村の介護保険担当課で介護認定の新規申請手続きをしてください。

各種お手続きについての留意事項につきましては
「裏面」を参照願います。

～留意事項～

- ・お手元に「介護保険受給資格証明書」がある場合、転出先市区町村でのお手続きの際にご提出ください。（無くてもお手続きはできます。）
- ・転出先市区町村でお手続きされる際に必要な書類等につきましては、事前に転出先市区町村の介護保険担当課へお問い合わせください。
- ・大田区で「要介護・要支援認定」を受けていたか不明な場合は、「有・無」についてはお答えできますので、大田区介護保険課認定担当までお問合せください。（詳細な要介護状態区分等についてはお電話での回答はできません。）
- ・介護保険サービスを利用されているにも関わらず、所定の期間内に認定の引継ぎを行わなかった場合は、介護保険適用外となり、費用全額自己負担となりますので十分ご注意ください。（特に住民票の転出・転入届出の際の「異動日（実際に住み始めた日）」をさかのぼる場合等）
- ・転出先市区町村から新しい「介護保険被保険者証」が交付されましたら、大田区の「介護保険被保険者証」を大田区介護保険課までご返却ください。（郵送可）

お問い合わせ先 〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
大田区 福祉部 介護保険課（本庁舎 3 階 13 番）
（JR 京浜東北線 蒲田駅東口 徒歩 1 分）

（要介護・要支援認定）申請受付担当	電話	03-5744-1669
（介護保険証・受給資格証明書）資格・保険料担当	電話	03-5744-1491
（負担限度額認定証）給付担当	電話	03-5744-1622
（介護予防・日常生活支援総合事業）高齢福祉課	電話	03-5744-1624

※電話番号は全て直通番号です。